

刈谷市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月9日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第8号

刈谷市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

刈谷市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 雑則（第38条）」を 「第4章 乳児等のための支援給付（第3
第5章 雑則（第50条）

8条—第49条）
に改める。
」

第31条中「第28条の19第1項」を「第28条の21第1項」に改める。

第38条を第50条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 乳児等のための支援給付

（乳児等支援給付認定の申請）

第38条 府令第28条の22第1項の申請書は、乳児等支援給付認定申請書（様式第40号）とする。

（乳児等支援給付認定等）

第39条 法第30条の15第3項の認定証は、乳児等支援支給認定証（様式第41号）とする。

2 市長は、法第30条の15第1項の認定ができないときは、乳児等支援給付認定申請却下通知書（様式第42号）により前条の申請書を提出した者に通知するものとする。

（乳児等支援給付認定の取消しの通知）

第40条 府令第28条の25第1項の規定による通知は、乳児等支援給付認定取消通知書（様式第43号）により行うものとする。

（乳児等支援給付認定の変更の届出）

第41条 府令第28条の26第1項の届書は、乳児等支援給付認定変更届出書（様式第44号）とする。

(乳児等支援支給認定証の再交付の申請)

第42条 府令第28条の27第2項の申請書は、乳児等支援支給認定証再交付申請書(様式第45号)とする。

(乳児等支援給付費等の支給の申請等)

第43条 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費(以下「乳児等支援給付費等」という。)の支給を受けようとする乳児等支援給付費認定保護者は、乳児等支援給付費等支給申請書(様式第46号)に特定乳児等通園支援提供証明書(特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援を提供したことを証明する書類であって、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載したものをいう。)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。)の規定により前項の乳児等支援給付費認定保護者に係る乳児等支援給付費等が特定乳児等通園支援事業者に支払われるときは、同項の規定は、適用しない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、乳児等支援給付費等支給決定通知書(様式第47号)又は乳児等支援給付費等不支給決定通知書(様式第48号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(代理受領の請求)

第44条 法第30条の20第7項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。)の請求は、乳児等支援給付費等請求書(様式第49号)により行うものとする。

(確認の申請)

第45条 府令第44条の2において準用する府令第39条の申請書は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書(様式第50号)とする。

(確認の通知等)

第46条 市長は、法第54条の2第2項の規定による確認をしたときは、特定乳児等通園支援事業者確認通知書(様式第51号)により前条の申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、法第54条の2第2項の規定による確認ができないときは、特定乳児等通園支援事業者確認却下通知書(様式第52号)により前条の申請書を提出し

た者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第47条 法第54条の3において準用する法第44条の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書(様式第53号)により行うものとする。

2 法第54条の3において準用する法第47条の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書(様式第54号)により行うものとする。

(確認の辞退)

第48条 特定乳児等通園支援事業者は、法第54条の3において準用する法第48条の規定により特定乳児等通園支援事業者の確認を辞退しようとするときは、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届(様式第55号)により届け出るものとする。

(確認の取消し等)

第49条 市長は、法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により特定乳児等通園支援事業者の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消・停止通知書(様式第56号)により特定乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

附則第8項中「様式第40号」を「様式第57号」に、「様式第41号」を「様式第58号」に改める。

附則第14項中「様式第42号」を「様式第59号」に改める。

附則第15項中「様式第43号」を「様式第60号」に改める。

様式第33号中「あたり」を「当たり」に改める。

様式第43号中「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同様式を様式第60号とする。

様式第42号中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同様式を様式第59号とし、様式第41号を様式第58号とし、様式第40号を様式第57号とし、様式第39号の次に次の17様式を加える。

乳児等支援給付認定申請書

年 月 日

刈谷市長

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報（要配慮個人情報を含む。）等を利用することに同意します。	
	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報（要配慮個人情報を含む。）や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。	
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き（乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等）を行うことに同意します。	

申請者（保護者） ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ		生年月日		性別		児童との続柄	
	氏名							
	居住地							
	本年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる						
	前年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる						
電話番号			メールアドレス					
負担軽減の申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※生活保護を受給している場合、市町村民税所得合算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が支援が必要と認めた世帯である場合は「有」をチェックしてください。 ※本年1月1日現在、住民票がない場合は、世帯全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写しなど必要な書類を添付してください。						
転入前の市町村での利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							

代理利用者	総合支援システムの代理利用者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
	フリガナ			生年月日			児童との続柄	
	氏名							
	居住地	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる						
	電話番号			メールアドレス				

乳児等支援給付の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数									
	1	フリガナ			生年月日			性別		
		氏名								
		居住地	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる						申請者（保護者）との続柄	
		障害等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他					
		その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等（診断名及び必要となる配慮等：） <input type="checkbox"/> 指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（医師の診断及び指示（生活管理指導表を添付）） <input type="checkbox"/> 添付あり <input type="checkbox"/> 添付なし <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載：）					
	2	フリガナ			生年月日			性別		
		氏名								
		居住地	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる						申請者（保護者）との続柄	
		障害等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他					
その他配慮すべき事項の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等（診断名及び必要となる配慮等：） <input type="checkbox"/> 指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（医師の診断及び指示（生活管理指導表を添付）） <input type="checkbox"/> 添付あり <input type="checkbox"/> 添付なし <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載：）						

乳児等支援支給認定証

年 月 日

様

刈谷市長

印

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者居住地	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年 月 日

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第42号（第39条関係）

乳児等支援給付認定申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

刈谷市長 印

年 月 日付けの申請については、下記の理由により認定できませんので通知します。

記

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
理 由	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第43号（第40条関係）

乳児等支援給付認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

刈谷市長 印

年 月 日付けで通知しました認定については、子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により下記の理由のとおり取消ししましたので期限内に乳児等支援支給認定証を返還してください。

記

認定証番号	
児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
取消理由	
乳児等支援 支給認定証 返還先及び期限	年 月 日

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第44号（第41条関係）

乳児等支援給付認定変更届出書

年 月 日

刈谷市長

届出者 氏名.....
(保護者)

下記のとおり乳児等支援給付認定の内容を変更したいので、届け出ます。
記

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログインID (メールアドレス)	
保護者氏名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名		続柄	
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名		続柄	
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名		続柄	
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名		続柄	

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	<input type="checkbox"/> 氏	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> その他
------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

変更内容	<input type="checkbox"/> 変更前の氏 ()		
	<input type="checkbox"/> 変更前の住所 ()		
	<input type="checkbox"/> 変更前の電話番号 ()		
	<input type="checkbox"/> その他変更事項 ()		
変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 引越し	<input type="checkbox"/> その他 ()

様式第45号（第42条関係）

乳児等支援支給認定証再交付申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者 氏名.....
(保護者)

下記のとおり乳児等支援支給認定証の再交付を申請します。

記

フリガナ		続柄	生年月日
児童氏名			年月日
保護者生年月日	年月日		
保護者住所			
保護者電話番号	() -		
認定証番号			
申請理由	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 紛失		

様式第46号（第43条関係）

乳児等支援給付費等支給申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者 氏名
(保護者)

下記児童の 年 月分の乳児等支援給付費等に係る支給を申請します。

記

フリガナ		続柄	生 年 月 日
児童氏名			年 月 日
認定証番号			
事業所名			

様式第47号（第43条関係）

乳児等支援給付費等支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

刈谷市長 印

下記のとおり乳児等支援給付費等の支給を決定したので通知します。

記

認定証番号	
児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
給付費 (年 月分)	

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第48号（第43条関係）

乳児等支援給付費等不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

刈谷市長 印

下記の理由により乳児等支援給付費等の不支給を決定したので通知します。

記

認定証番号	
児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
理由	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第49号（第44条関係）

乳児等支援給付費等請求書

年 月 日

刈谷市長

請求者 住所（所在地）

氏 名

（法人の場合は名称
及び代表者氏名）

電 話 番 号（.....）

特定乳児等通園支援事業を提供しましたので、下記のとおり乳児等支援給付費等を請求します。

記

請求対象月	年 月分		
請求額	円		
振込口座	金融機関名		
	種 目	口座番号	
	口座名義人 (カタカナ)		

様式第50号（第45条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者 住所（所在地）

氏 名
〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

電 話 番 号 () —

下記のとおり特定乳児等通園支援事業者の確認を申請します。

記

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業	
事業の開始 予定年月日	年 月 日	
主たる事務所の所在地		
代表者	職 名	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	

様式第51号（第46条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認通知書

第 号
年 月 日

様

刈谷市長

印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり確認しましたので
通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
確認日	年 月 日
事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業

様式第52号（第46条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認却下通知書

第 号
年 月 日

様

刈谷市長 印

年 月 日付けの申請については、下記の理由により確認できませんので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
理由	

- 注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第53号（第47条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者 住所（所在地）

氏 名
 （法人の場合は名称
 及び代表者氏名）

電 話 番 号（.....） —

下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所の名称等

事業所の名称		
事業所の所在地		
主たる事務所の所在地		
代 表 者	職 名	
	フリガナ
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	

2 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
内訳				内訳			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする年月日				年 月 日			
利用定員を増加しようとする理由							

様式第54号（第47条関係）（その1）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書

年 月 日

刈谷市長

届出者 住所（所在地）

氏 名
〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

電 話 番 号 () —

下記のとおり変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	

2 変更事項

該当するものに○をつけてください。

	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（届出者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（届出者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費等の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3 変更内容

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

(その2)

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書

年 月 日

刈谷市長

届出者 住所（所在地）

氏 名
〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

電 話 番 号 () —

下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	

2 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
内訳				内訳			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
現に利用している児童に対する措置							
利用定員を減少しようとする年月日				年 月 日			
利用定員を減少しようとする理由							

様式第55号（第48条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届

年 月 日

刈谷市長

届出者 住所（所在地）

氏 名
〔 法人の場合は名称
及び代表者氏名 〕

電 話 番 号 () —

下記のとおり確認を辞退したいので届け出ます。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
確認辞退年月日	年 月 日

様式第56号（第49条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認取消・停止通知書

第 号
年 月 日

様

刈谷市長

印

下記の理由により確認を
取消
停止
しますので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
取消・停止理由	
取消日又は 停止期間	

注1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）附則第 4 条第 2 項の規定による認定及び同法附則第 5 条第 2 項の規定による確認に関する手続は、改正後の刈谷市子ども・子育て支援法施行細則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。